

# 仲裁廷による暫定保全措置に対する執行力の付与

チョルチャワリット カノパン\*

## 要 旨

仲裁廷による保全処分への執行力付与に関する規定が置かれている法域は比較的はまだ少ないのが現状であるが、その必要性は常に認識されており、仲裁廷による保全処分の執行力付与を認める法域が増える傾向にある。日本においても、仲裁法制の見直しを中心とした研究会が開催され、改正案が提案されるなどしており、ここでの課題も検討対象の一つである。

仲裁廷による保全処分に執行力を付与するのに適切な方法は何か、また、未だ仲裁廷による保全処分の執行力付与に関する規定が置かれていない法域においてその保全処分を執行することが可能であるかは、なお議論されている。

そこで、本稿は、仲裁廷による保全処分に対する執行力付与という問題を中心として、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という）の下での仲裁廷による保全処分の執行可能性を分析・検討し、その執行可能性と国内法を解釈するに際しての関係を指摘してから、日本において、仲裁廷による保全処分の執行力付与に関する現行法の下での可能性と、将来に向けての立法措置について検討するものである。

## 目 次

- I はじめに
- II 仲裁廷による保全処分の判断形式
- III ニューヨーク条約における「仲裁判断」の意義
- IV 日本仲裁法における暫定保全措置の執行に関する議論
- V おわりに

分と異なり、執行力を持たないとすると、仲裁廷が自ら当事者を強制的に保全処分に従わせる権限もないことから、当事者の任意の履行に期待するほかない。もっとも、実務上では、仲裁廷が発令した保全処分は当事者に対する大きな影響を持ち、当事者がそれに従わない場合は少ないとされ、法律上の執行力を付与しなくても、潜在的な執行力が存在しているという見方もある<sup>1)</sup>。

それにしても、仲裁廷による保全処分を命じられた当事者は、必ずその保全処分に従うわけでもない。このような場合、保全処分を申し立てた当事者は、管轄を有する裁判所に対してその保全処分に執行を求めざるをえない。しかしながら、仲裁廷による保全処分に関する規定が一切置かれていない国、あるいは、日本の現行仲裁法のように仲裁廷による保全処分の発令権限を認めているが、

## I はじめに

### 1. 問題の所在

仲裁廷による保全処分は、裁判所による保全処

---

\* チョルチャワリット カノパン 法学研究科民事法専攻博士課程後期課程  
2021年8月23日 査読審査終了  
第1推薦査読者 猪股 孝史  
第2推薦査読者 秦 公正

その執行力についてはなお認めていない国はまだ多いのである。仲裁廷による保全処分に執行力を認める規定が置かれていない法域において、その保全処分について執行を求めようとしても、通常、裁判所がそれに執行力を付与することはできないであろう。

このような不安定な状況の下で、実務上、保全処分の執行力が必要とみられる場合には、当事者は最初から裁判所に対して保全処分を申し立てた方が良いと推奨されるのが常である。さらに、執行力に関する問題を懸念して、仲裁廷が保全処分の発令をためらうことがあることをも指摘されている<sup>2)</sup>。結局のところ、仲裁廷による保全処分の活用が極めて限定的なものにとどまっているのではないかと思われる。よって、仲裁廷による保全処分の潜在的な執行力だけでは足りず、法律上も執行力が付与されるのであれば、仲裁廷による保全処分は、実効性ある制度にはならないと考えられる。

仲裁制度の自己完結性を高める観点からは、仲裁廷による保全処分に執行力を付与すれば、仲裁判断が出るまでの間、当事者を拘束する効力を持ち、実務的にも当事者が保全処分に従う確率も高まるだけでなく、仲裁廷が執行力のある保全処分を発令することにより、結果として、裁判所に対して仲裁に関連する保全処分を申し立てる件数も減ると考えられ、裁判所の負担軽減につながりうることなどが指摘されている<sup>3)</sup>。

以上の理由を踏まえて、裁判所による保全処分と同様に、仲裁廷による保全処分にも執行力を付与する立法措置が必要であるという思考が近年の動向となっている<sup>4)</sup>。

その具体化の模範として、UNCITRAL は、2006年に国際商事仲裁モデル法（以下「2006モデル法」という）を改正して、仲裁廷による保全処分に執行力を付与する旨の規定を設けた。これに呼応するように、日本においては、昨年（令和元年12月～令和2年7月）、仲裁法制の見直しを中心とした

研究会が開催され、2006モデル法に準拠して現行仲裁法の改正案を作成した。この改正案において、2006モデル法の関連する規定（第17H条、17I条）に準拠して、仲裁廷による保全処分の執行力の付与に関する規定も置かれたが、2006モデル法との相違点がないわけではない<sup>5)</sup>。

ところで、仲裁廷による保全処分に執行力を付与すべきとはいえ、どのような保全処分の判断形式が執行可能性の対象になるかについて把握しておく必要がある。

また、仲裁廷による保全処分の執行が求められる法域において、それに関する明示的な規定がない場合、終局的仲裁判断（final award）への執行力付与の規定を通じて、仲裁廷による保全処分への執行力付与を認めることが可能かは未だに議論されている。

この論点を検討するには、終局的仲裁判断への執行力付与の規定の根拠であるニューヨーク条約における「仲裁判断」の概念の解釈が必要になると思われる。つまり、仲裁廷の保全処分に関する決定を、本案の仲裁判断と同様に執行するために、その保全処分をニューヨーク条約の下での「仲裁判断」の意義に含めるような解釈が可能か否かが問題となる。

自己完結的な仲裁制度を構築するためには、仲裁廷による保全処分への執行力付与が必要と認めたと上で、以上の論点を検討する価値があると思われる。

## 2. 本稿の構成

そこで、本稿では、まず第II章において、仲裁廷はいかなる判断形式で保全処分を発令するか、発令しうるのか、そして、どのような保全処分の判断形式が執行の対象になりうるかについて考察する。次いで第III章において、国内法に明示的な規定がない場合、仲裁廷による保全処分を執行する可能性はあるかを検討するために、ニューヨーク条約の下の「仲裁判断」の意義やそれをめぐる考

え方を分析し、検討してから、これが国内法の解釈にどのような影響を与えるか、執行の可能性やそこから生じうる限界などを指摘する。さらに第IV章では、日本におけるこの問題に関する現行仲裁法の下での状況、かつ、仲裁法改正案における仲裁廷による保全処分の執行力付与の規定の概要と2006モデル法との相違点を指摘し、検討した上で、最後に第V章において、仲裁廷による保全処分の執行可能性の問題に関する国際的調和と国内法の望ましいあり方を踏まえ、筆者なりの提案をしたい。

## II 仲裁廷による保全処分の判断形式<sup>6)</sup>

### 1. 仲裁法・仲裁規則の概観

仲裁廷は、どのような判断形式で保全処分を発令することになるか。仲裁廷は、保全申立ての事項を踏まえるほか、仲裁事件の仲裁地、準拠法、仲裁規則を考慮した上で決めることになる。仲裁廷による保全処分の判断形式いかんによって、その保全処分の執行が可能かどうかにつながりうると考えられるので、保全処分の判断形式について把握しておく必要がある。

仲裁廷が発令しうる保全処分の判断形式については、それぞれの仲裁法や仲裁合意、仲裁規則によって規定の定め方は様々である。

例えば、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の規則によれば、仲裁廷は、必要又は適切であると考えられる場合、仲裁法又は仲裁合意に従って、保全処分を命令あるいは判断の判断形式で発令することができる(CIETAC規則23条3項)。また、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)の規則においても、仲裁廷は、仲裁判断又は命令の判断形式で保全処分を発令することができる(SIAC規則30条1項)。このような定めは、仲裁廷が発令する保全処分の判断形式は、「命令」と「仲裁判断」のいずれかに限る趣旨であると理解されている。

また、国際商業会議所(ICC)の規則によれば、

保全処分は、仲裁廷が適切であると考えられる場合に、理由を記載した命令又は判断の判断形式で発令しなければならないと規定しているので、同規則の下では、仲裁廷が、「命令」と「仲裁判断」の判断形式のみで発令しうるとは明らかである(ICC規則28条2項)<sup>7)</sup>。

他方で、日本商事仲裁協会(JCAA)の規則第71条においては、「保全措置命令」と記載しており、「命令」の判断形式を念頭に置いているようであると理解されている<sup>8)</sup>。

そのほかに、仲裁廷は、「中間的仲裁判断(Interim Award)」の判断形式で保全処分を発令する旨の規定を定めている仲裁規則もある(例えば、アメリカ仲裁協会(AAA)規則37(a)条、スイス仲裁センター規則(Swiss Rules)29条2項<sup>9)</sup>)。

ところで、2006モデル法17条2項によれば、保全処分とは、仲裁判断の形式によるか又はその他の形式によるかを問わず、あらゆる一時的な措置であって、紛争についての終局的な判断である仲裁判断を下す前の時点において、仲裁廷が、当事者に対して命じるものをいうとされる<sup>10)</sup>。2006モデル法に準拠している香港仲裁令やニュージーランド仲裁法においても、同様に定めている<sup>11)</sup>。香港国際仲裁センター(HKIAC)の規則においても、仲裁廷が命令、仲裁判断、又はその他の形式で保全処分を発令することができると規定している(HKIAC規則23条3項)。よって、このような規律の下では、保全処分はどの判断形式で発令しうるかについて定めてはいるものの、これらの判断形式に限らず、どの判断形式によるかは、仲裁廷の裁量に委ねていると理解されている。

これに対して、仲裁廷が保全処分の発令権限を認める旨の定めは置かれているが、その保全処分の判断形式に関しては、特段の規定を置いていない仲裁法・仲裁規則も少なくない。例えば、日本仲裁法、韓国仲裁法、ドイツ民事訴訟法(ZPO)<sup>12)</sup>、ドイツ仲裁協会(DIS)の規則などである。

実務上は、通常、当事者間に特段の合意がない

限り、仲裁廷は、どの形式で保全処分を発令するのかについて裁量があるといわれている<sup>13)</sup>。例えば、ICC規則によれば、当事者が保全処分の判断と命令を求めた場合でも、仲裁廷は、判断と命令のいずれの判断形式のものも発令せず、その代わりとして「勧告」(recommendation)又は「提案」(proposal)の判断形式で発令することができる<sup>14)</sup>。なお、同じように、その仲裁事件の準拠法の下で、保全処分発令権限が裁判所に留保されている場合、つまり、仲裁廷の保全処分発令権限を認めない法域においては、仲裁廷は、保全処分の判断・命令の代わりに、「勧告」又は「提案」という判断形式で当事者の保全申立てに関する決定を下すことが考えられるという指摘もされている<sup>15)</sup>。

以上の仲裁規則、そして実務によれば、仲裁廷は、様々な判断形式で保全処分を発令しうることが理解される。もっとも、勧告ないし提案という判断形式の保全処分は、通常、単なるアドバイスとして発令されたにすぎず、正式の保全処分とみるべきではないと指摘されている<sup>16)</sup>。それ故に、これらの判断形式は、保全処分の執行可能性の検討対象にならない。むしろ、仲裁廷は、中間判断、中間的命令、又は部分判断などを含む、「命令」(order)又は「仲裁判断」(award)の判断形式で保全処分を発令することが主流であるといえる<sup>17)</sup>。仲裁廷は、保全処分から生じる当事者間の権利義務を決定するという目的をもって、これらの判断形式で保全処分を発令したのであるから、当事者が保全処分に従わない場合には、その保全処分の執行力が必要であることになるのである。そこで、本稿にいう執行可能性の問題の対象になるのは、「命令」(order)又は「仲裁判断」(award)の判断形式の保全処分である。

## 2. 「仲裁判断」と「命令」との対比

ところで、「仲裁判断」、また「命令」とは何かについての定説はないようであるが、双方の相違について、大まかにいえば、次のように述べられ

ている<sup>18)</sup>。

まず、それぞれの目的の観点からすれば、「仲裁判断」は、仲裁廷に付託された紛争の全部又は一部を解決するために発令されて、拘束力のある決定である。これに対して、「命令」は、技術的及び手続的問題に対処することを目的とするものである。

次に、「仲裁判断」の方式は、書面をもって作成され、作成の年月日と仲裁地を記載し、仲裁人がこれに署名しなければならず<sup>19)</sup>、他方、「命令」は、その正式な方式はなく、理由の記載もなしに発令されるものである。より正確にいうと、仲裁廷による保全命令も、書面にしてその理由などを掲載するのが通常ではあるが、「仲裁判断」の方式よりも、簡潔的な陳述や決定の理由で発令されるので、その結果、「命令」の方が「仲裁判断」より迅速に発令することができる<sup>20)</sup>。よって、「命令」は、「仲裁判断」よりも、緊急状況に効果的に対応できると考えられる。例えば、ICC規則34条によれば、仲裁廷は仲裁判断に署名する前に、その仲裁判断の草案は仲裁裁判所の審査を受けなければならないが、その審査は、事務局が草案を受領してから2週間ほどを要するのが通常であると指摘されている<sup>21)</sup>。それ故に、迅速に対応できるようにするために、実務上は、仲裁廷は、命令の判断形式で保全処分を発令するように推奨されている。なお、ICC規則における緊急仲裁人による保全処分については、仲裁裁判所による検査を回避するために、仲裁判断ではなく、命令の判断形式で発令される(ICC規則29条2項)<sup>22)</sup>。

また、「命令」には既判力(*res judicata*)がなく、いつでも変更することができるが、「仲裁判断」は、原則として終局的な決定であり、既判力が生じるものである<sup>23)</sup>。保全処分は、緊急性に対応できることを求められ、そして事情の変更がある場合はいつでも、変更し、停止し、又は取り消すことが可能であるという性質があることから、既判力のある決定ではないとみられ、よって、既

判力と緊急対応の必要性の観点を踏まえると、保全処分を「仲裁判断」の形式で発令するべきではないという見解もあるとの指摘がある<sup>24)</sup>。

とはいえ、これに対して、保全処分は、終局的仲裁判断のような既判力を持つものではないが、保全処分自体は、当事者に従わせるために発令され、保全申立てにおける紛争を解決するものであるため、終局的仲裁判断が出るまでの間、一時的であるとはいえ、拘束力があるものとみられるし、それに、「仲裁判断」という形式によることで保全処分の執行可能性を高めることが期待できるのであるから、より実効的な仲裁制度を構築するために、「仲裁判断」の形式の保全処分も許されるべきであると指摘するものもある<sup>25)</sup>。

ところで、ある保全処分が執行対象になるかという問題について、その保全処分の執行を求める法域の仲裁法の下で考慮しなければならず、実務上は、それぞれの法域で仲裁廷による保全処分への対応が異なることから、ある国において仲裁廷による保全処分を執行するためには、保全処分の判断形式として、とりわけ「仲裁判断」の形式が着目される国もある。

例えば、フランス民事訴訟法〔仲裁編〕（以下「フランス仲裁法」という）によれば、国内外の仲裁にかかわらず、仲裁廷は、適切と認める場合、必要なときは間接強制（アストラント）を付して、当事者に対する暫定措置又は保全措置を発令することができる<sup>26)</sup>。その保全処分の判断形式に関しては、特段の定めがないから、フランスが仲裁地である場合、仲裁廷は、命令又は仲裁判断の判断形式以外で、保全処分を発令することができると理解されている。パリ控訴院2004年の判決は、仲裁廷が（間接強制を付す形式で）保全処分に関する仲裁判断を独自に下す権限を認めたことから、仲裁廷は、保全処分に関する決定を「仲裁判断」として発令すると理解されている<sup>27)</sup>。

とはいえ、フランス仲裁法には、仲裁廷による保全処分の執行力については明文の規定が置かれ

ていない。破毀院は、本案、管轄又は仲裁審理を終わらせるための手続上の方法の全部又は一部についての仲裁人の終局的な判断は全て仲裁判断に当たると認められると判示し、その保全処分の執行を認めた<sup>28)</sup>。この判例によって、フランスでは、仲裁判断の執行手続を通じて、仲裁廷による保全処分に執行力が付与されることになるものと理解される。そのため、フランスにおいて仲裁廷による保全処分を執行するためには、一定の要件に基づいて、その保全処分は「仲裁判断」の形式でされるのでなければならない<sup>29)</sup>。すなわち、保全処分が「命令」の判断形式でされる時、フランス裁判所はその保全処分の「命令」の執行を認めないことについて、仲裁廷、そして仲裁当事者は、注意を払う必要があると思われる。

実務上、保全処分は「中間的仲裁判断」の形式でされることも少なくないといわれる<sup>30)</sup>。保全処分につきニューヨーク条約等の適用対象とすることとして、より執行しやすくするために「仲裁判断」の形式で発令されると論ずる文献もある<sup>31)</sup>。そうだとすると、通常、保全処分は、「手続命令」（Procedural Order）の一環として、「命令」の判断形式でされることが多いものの<sup>32)</sup>、仲裁廷による保全処分の判断形式は、仲裁規則や仲裁法を踏まえた上で、「部分判断（partial award）」、「中間的判断（interim award）」などという「仲裁判断」の形式も認めるべきであると思われる。

いずれにせよ、保全処分の目的は、仲裁判断の実効性を確保するため、係争物の現状や価値を維持することであり、仲裁判断によって権利義務関係が確定するまでの間に当事者に生ずるであろう不利益を軽減するため、暫定的又は一時的に、一定の給付や行為を命じたり、臨時的法律関係を形成したりする措置であるといわれる<sup>33)</sup>。それ故に、この目的を効率的に達成するために、仲裁廷による保全処分の執行力は、保全処分を命じる判断形式を重視するのは適当ではないことから、「仲裁判断」か「命令」かの形式によって判断するより、

実務的には、その保全処分の内容から執行可能性が実質的に判断されると解されていると指摘されている<sup>34)</sup>。

なお、いかなる内容の保全処分にも同一の判断形式をもって発令し、それを執行することができるのが理想的ではあるが、実状を考慮すれば、それぞれの判断形式に対する取扱いにはなお違いがあり、前述したように、仲裁廷による保全処分の執行可能性を判断するのに、その保全処分の形式に着目する法域が存在するのは否定できない。そこで、仲裁廷は、保全処分を発令するに際して、全ての要素を踏まえて、その決定の内容のほか、決定の判断形式についてもなお注意を払う必要があると思われる。

いずれにせよ、保全処分は「仲裁判断」という形式で発令することができることは一般的には意識されているところ、その保全処分にかかる「仲裁判断」が、ニューヨーク条約又は国内仲裁法の下における「仲裁判断」に該当するかどうかはまた別の問題である。すなわち、仲裁廷による保全処分の執行が求められる裁判所において、その保全処分の執行可能性に関する重要な問題は、その保全処分にかかる決定が国内仲裁法及び国際仲裁法、つまり「ニューヨーク条約」に基づく「仲裁判断」としての承認及び執行の資格を得ることができるかどうかである<sup>35)</sup>。この問題を検討するには、仲裁廷による保全処分がニューヨーク条約の定める「仲裁判断」に含まれるか否かを検討しなければならない。この問題を次の章において検討する。

### Ⅲ ニューヨーク条約における「仲裁判断」の意義<sup>36)</sup>

#### 1. 「仲裁判断」の基準

ニューヨーク条約I条2項は、「『仲裁判断』とは、各事案ごとに選定された仲裁人によってされた判断のほか、当事者から付託を受けた常設仲裁機関がした判断を含むものとする。」と定めているが<sup>37)</sup>、仲裁判断の定義そのものについて定めるも

のではない。ニューヨーク条約の下で、仲裁廷によるどのような決定が仲裁判断であるかについては、承認・執行が求められる国の法や裁判所の裁量に委ねる趣旨であると指摘される<sup>38)</sup>。

ニューヨーク条約のガイドラインによれば、多くの国家裁判所は、「仲裁判断」という用語の意味を検討するに際して、この条約の趣旨及び目的を考慮しなければならないと示されている。例えば、コロンビアの裁判所は、「仲裁判断」の意義は、ニューヨーク条約の趣旨に従って解釈されるべきであると判示した<sup>39)</sup>。

それに加えて、裁判所が仲裁廷による決定はニューヨーク条約の下での「仲裁判断」に当たるかどうかを判断するとき、以下の三つの要件を判断基準として用いているとする指摘がある<sup>40)</sup>。

① 仲裁廷による判断・命令でなければならない。これは、ニューヨーク条約I条2項を基にする判断基準である。すなわち、当事者が自分たちの紛争を解決するために選任された仲裁人ではない者の判断・命令、例えば専門家による決定は、ニューヨーク条約に基づく「仲裁判断」の意味に含まれないから、ニューヨーク条約に基づいて執行を許可することができない。

② 終局性のある決定でなければならない。つまり、ニューヨーク条約の下に執行できる仲裁判断は、紛争の全部又は一部を終局的に解決したものの (final resolution) ではないからではない。なお、「終局性」を解釈するにあたり、コロンビアの裁判所は、その判断によって仲裁手続又は仲裁廷の任務を終了させることにより、その決定をもって終局的な決定とするものではなく、仲裁に付託された紛争の全部又は一部を終局的に解決したような決定であれば、それは終局的な決定だと判示した<sup>41)</sup>。

③ 当事者を拘束する決定でなければならない。例えば、ドイツの判例は、仲裁判断は、仲裁廷又は裁判所のいずれに対しても不服申立てをすることができないから、当事者間に拘束力があるとみ

られると判示した<sup>42)</sup>。また、フランスの破産院の判例においても、ドイツの判例と同じ考え方で、仲裁合意の当事者が別の仲裁廷に対してその判断の審査を求めたことを理由に、その判断の執行を拒否した<sup>43)</sup>。

以上を要するに、①の判断基準は当然なことであろうが、そのほかに、裁判所は、仲裁廷による決定の②「終局性」(finality)、かつ、③「拘束性」(binding effect)の判断基準を重視していることが理解される。つまり、裁判所は、仲裁に付託された紛争の全部又は一部を終局的に解決して、当事者を拘束するような決定しか、ニューヨーク条約にいう「仲裁判断」と認めていないということである。

## 2. 保全処分にかかる決定

保全処分にかかる決定がニューヨーク条約にいう仲裁判断に含まれるかについて、ニューヨーク条約の制定過程とそこでの議論に関する資料(*travaux préparatoires*)では論じられていなかった<sup>44)</sup>。しかも、ニューヨーク条約作業部会は、「拘束力」の意義を定義しないことを決定し、どのような決定が「拘束力」を有するとみられるのかという問題については、それぞれの裁判所の判断に委ねることにした<sup>45)</sup>。その結果、仲裁廷による保全処分が「終局性」かつ「拘束力」を有する決定であるか否かは解釈問題になる。このとき、いかなる点に着目するかによって見解が分かれる。

### (1) 解釈の対立

#### (a) 否定説

まず、ニューヨーク条約の下での仲裁廷による保全処分の執行可能性を否定する説がある。この説は、仲裁廷による保全処分は終局性と拘束力を有しないという観点を基にする考え方である。すなわち、ニューヨーク条約に基づく仲裁判断の承認・執行規定及びそれに対応する国内仲裁法は、仲裁に付託された紛争を終局的に解決する判断にしか適用されないことから、明白に終局性も拘束

力もない保全処分にかかる決定は、これらの規律による承認・執行の対象にならないと述べる<sup>46)</sup>。

否定説を補強するため、ニューヨーク条約V条1(e)項の条文が援用される。同条にしたがって、仲裁判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていない場合、その仲裁判断の執行を拒否することができる。つまり、否定説によれば、ニューヨーク条約V条1(e)項の下での「拘束力のある仲裁判断」は、終局的に判断されるものでなければならないと理解されているのである。ここにいう「終局的」とは、その後の決定によって変更することができない、仲裁廷又は裁判所に対する不服申立てができないことをいうと解釈されている<sup>47)</sup>。しかるに、保全処分は、暫定的にしか効力がなく、そして、決定された後にも、変更や取消しの可能性があるから、ニューヨーク条約V条1(e)項によって、それを執行することはできないと述べる<sup>48)</sup>。前述したドイツとフランスの判例も<sup>49)</sup>、同様の理由を述べて、仲裁廷による決定の執行を拒否したのである。

否定説として、よく挙げられた判例は、オーストラリアのクィーンズランド州最高裁1993年10月29日判決である<sup>50)</sup>。この判例の事案では、仲裁廷は、本案判決を下すまでの間、被申立人が申立人以外の会社との特定地域についての同内容の契約を実施ないし締結することといった本件契約に関連した行為や、本件契約条項の不履行を禁止する旨の「暫定的仲裁命令兼判断」(Interim Arbitration Order and Award)と題する保全処分を発令した<sup>51)</sup>。申立人が、クィーンズランド州最高裁に対してこの保全処分について執行を求めたが、裁判所は、執行を認めなかった。その判決理由は、「ニューヨーク条約の下で執行できる仲裁判断は拘束力のある終局的な仲裁判断でなければならない。しかし、本件の仲裁廷による暫定的仲裁命令兼判断は、暫定的で手続的な性格のものであり(interlocutory and procedural nature)、仲裁に付託された紛争や当事者の権利を終局的に解決しよ

うとするものではない。」と述べた<sup>52)</sup>。それに、裁判所は、「確かに、有効な中間的命令 (valid interlocutory order) の場合は、少なくともそれを発令した仲裁廷によって変更または取り消されるまではある意味において当事者に「拘束力」があるが、本件のような中間的な命令は、終局的で拘束的な判断ではなく、暫定的な判断にすぎず、それを下した仲裁廷による取消し、停止、変更または再審理に服するものである。よって、中間的な判断は、『暫定的仲裁命令兼判断』と題するとしても、終局的な判断ではないから、ニューヨーク条約の下での仲裁判断とみなすものではない。」と判示して、その保全処分を拒絶した<sup>53)</sup>。

また、ブルガリアの裁判所は、一方の当事者に対して相手方当事者に特定の金額を支払うように命じた部分的判断 (partial award) は、当事者間の紛争を終局的に解決したものではないと述べ、しかも、仲裁手続がまだ係属中であるとして、この部分的判断が終局性を欠如していること理由を補強した<sup>54)</sup>。

他に、仲裁廷による保全処分がニューヨーク条約にいう「仲裁判断」に含まれない理由として、条約の解釈の一般原則が挙げられる。すなわち、国際法、とりわけ条約を解釈する際は、条約法に関するウィーン条約 (以下「ウィーン条約」という) の規則に従わなければならないとの主張である<sup>55)</sup>。ウィーン条約31条1項では、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」と定められている<sup>56)</sup>。そうすると、ニューヨーク条約の制定当時において有力だった考え方は、仲裁廷の保全処分発令権限はそもそも認めないというものであったので<sup>57)</sup>、ニューヨーク条約の趣旨・目的からは、仲裁廷による保全処分は「仲裁判断」の意味に含めるような解釈はできないと指摘されることになる<sup>58)</sup>。

#### (b) 肯定説<sup>59)</sup>

以上の否定説に対して、ニューヨーク条約に基

づいて仲裁廷による保全処分への執行力付与は可能であるという肯定説も存在する。

肯定説を支持する例として、まず著名な2000年3月14日のアメリカの判例を挙げることができる<sup>60)</sup>。この判例においては、仲裁廷が、被申立人 (Publics) に対して税務記録を引き渡すように命ずる保全処分を命令の形式で発令した。被申立人が当該命令に従わなかったため、保全処分の申立人 (True North) が裁判所に当該命令の執行を求めたところ、被申立人は終局性のある仲裁廷の「判断」しかニューヨーク条約の下では執行することができず、本件「命令」は当該条約の執行対象にならないと主張した。この主張に対し、裁判所は、「ニューヨーク条約は『命令』という仲裁の決定の承認・執行に関して論及しなかったが、学説によれば、『仲裁判断』は終局的かつ執行力のあるものとされており、なお、『判断』を終局的と互換性のあるものと扱っていることは、必ずしも、決定、意見、命令、裁定のような同義語が終局的ではないということをも意味するものではない。命令の内容が終局性にとって決定的なものであり、その名称でない。」と述べた<sup>61)</sup>。また、本件仲裁廷の命令は、被申立人が税務記録を引き渡さなければならないかどうかという争いを解決したものであって、裁判所は、「他から分離している、時間的にセンシティブな争いは、他の請求が仲裁人の判断の対象として残っているとしても、終局的であり、確認のために熟している」と判示した<sup>62)</sup>。要するに、その保全処分は、仲裁手続の係属中に当事者は契約の履行を求められるのかという一つの独立した争点を決定したのであって、その面からみれば、それは「終局的」であり、「仲裁判断」として認められるというのである。

また、Southern Seas の判決において、仲裁廷による保全処分が「中間的仲裁判断 (interim award)」としてされた本件では、それは、さらなる目的に向かうための「中間段階」 (intermediate step) の意味としての「中間的」な判断ではなく、

本案についての終局的な決定までの間の一定の期間、「中間の時期」(interim period)における当事者の権利を明確にすることがまさにその目的であって、その判断自体は「終局的」であると判断した<sup>63)</sup>。

アメリカの判例の他に、前述したコロンビアの裁判所も<sup>64)</sup>、「終局性」の解釈につき、仲裁手続を終了させる決定だから終局性があると認めるのではなく、仲裁に付託された紛争の全部又は一部を解決したような決定であれば、それは終局的な決定に当たると判示している。

すなわち、一定の事項によって (in a certain circumstance)、その決定が仲裁に関連する紛争の少なくとも一部を終局的に決定した場合、暫定的または部分的な判断 (interim or partial award) はニューヨーク条約の意味における「仲裁判断」に該当するとみなされ<sup>65)</sup>、仲裁廷による保全処分がニューヨーク条約の下で執行できることを肯定する<sup>66)</sup>。

加えて、この肯定説を支持する Born は、次のように述べる。仲裁廷による保全処分は、仲裁廷による本案の判断が出るまでの間に、保全申立てにおける請求を解決したとの意味において「終局的」であり、故に、そのような決定をニューヨーク条約の定める「仲裁判断」として扱うのに十分な根拠があるという<sup>67)</sup>。加えて、仲裁手続が係属していても、保全処分を独立に執行することはできるのであるし、そもそも保全処分は当事者を従わせるために発令されるものである以上、その保全処分に執行力がなければ、保全処分を発令する意味もなくなるのだから、執行を認めるべきであると指摘するのである<sup>68)</sup>。

## (2) 検討・私見

以上の各説とそれに関する判例を参照して、次のようにまとめることができる。

まずは、否定説か肯定説かにかかわらず、一般的に国家裁判所は、仲裁廷による決定を仲裁判断として執行を許可できるかについて判断する際、

その決定の判断形式ではなく、その決定の性質と内容を重要視して判断するのであり<sup>69)</sup>、それ故に、仲裁廷による保全処分に関する決定が様々な判断形式で発令されていても、その性質や内容が仲裁判断とみられれば、裁判所は、その執行を認める。他方、保全処分が仲裁判断という形式で発令されていたとしても、その内容がニューヨーク条約の意味における仲裁判断であるとは認められない場合、裁判所は、その執行を認めない。要するに、単なる仲裁廷による保全処分の判断形式によってだけでは執行ができない理由にはならないと考えられる。仲裁廷による保全処分がニューヨーク条約の意味における仲裁判断となるかは、その決定の判断形式でなく、その決定が「終局性」と「拘束力」を持つかどうかに着目するのである。

とはいえ、仲裁廷による保全処分にかかる決定の「終局性」と「拘束力」の有無を検討する際に、否定説と肯定説とでは、異なる観点から解釈している。しかも、同じ説の中においても、同じ理由で結論を導いているわけでもない。

否定説は、決定の変更可能性に着目しているので、保全処分にかかる決定は、後に変更・取消される可能性があるから、終局的な決定ではないと解釈する。それに、終局的な判断ではないから、ニューヨーク条約V条1(e)項にいう「当事者を拘束するものとなるに至っていない」とみて、ニューヨーク条約V条1(e)項に従って執行を拒否する。また、ニューヨーク条約を解釈するのに、条約の解釈の一般原則に従わなければならない、同条約の趣旨・目的を重視する必要があると述べる。さらに、否定説には、仲裁手続がまだ係属中であることがニューヨーク条約の意味における仲裁判断ではないと判断するものもある。

これに対して、肯定説は、保全処分にかかる決定が他の紛争から独立していることに着目する。すなわち、仲裁廷による保全処分にかかる決定は、仲裁に付託されている紛争とは別個な争点で、分離しうる独立した争点を解決したものであると主

張する。そして、保全処分にかかる決定は、仲裁廷によって変更、取消し、停止されない限り、当事者に従わせるための命令であるという観点から、「拘束力」があると解釈する。保全処分は、保全申立てにおける紛争、いわゆる当事者間の権利義務をめぐる紛争の一つを解決したものであって、その解決の時点で「終局性」があると主張する。これらを踏まえて、保全処分にかかる決定はニューヨーク条約にいう「仲裁判断」として執行することができるかと主張するのである。

それぞれの説の論拠を分析し、検討してから、私見を述べたい。

まず、確かに、仲裁手続の係属中という事実をもって仲裁廷による保全処分にかかる決定の「終局性」欠如の理由とするべきではないと思われる。また、保全処分にかかる紛争は、本案とは別個の紛争であって、その紛争とは分離されうることもその通りであると思われる。

とはいえ、結論からいえば、筆者は、以下の理由によって、ニューヨーク条約の意味における「仲裁判断」は仲裁廷による保全処分にかかる決定を含まないと考える。

第一に、仲裁廷による保全処分の「終局性」の有無について検討する。

ニューヨーク条約の下で執行を認める仲裁判断は、全ての紛争を解決したような終局的仲裁判断だけではなく、仲裁に関連する紛争の一部を終局的に決定した場合の、暫定的または部分的な判断はニューヨーク条約の意味における「仲裁判断」に該当するものとみなされると肯定説は主張しているが<sup>70)</sup>、仲裁廷による決定が、終局的な決定であるか否かは、当該決定によって一定の争いを解決されたほか、その後、その紛争について争う余地があるかどうかとも検討しなければならないと思われる。

本案の一部についての部分判断は、全ての争いをまだ解決していなくても、その部分判断によって一つの争いが実質的に終局的に解決された、す

なわち、その紛争に関してはもはや争う余地がないものとしたから、ニューヨーク条約の意味における「仲裁判断」の一つとして認め、その執行を許可することができるのである。

一方、仲裁廷が保全処分を発令することで、その保全申立てから生じた争い、すなわち、保全処分の発令が必要かどうかの問題を解決し、確かにその決定によって当事者間の権利義務を生じさせる。しかし、保全処分の目的は、終局的仲裁判断 (final award) の実効性を担保するためであるから、保全処分にかかる紛争に関しては状況に応じて争う余地がないわけでもないのである。この観点からみれば、保全処分決定された紛争は、本案の紛争の一部として当事者間の権利義務を部分的に解決した決定とは異なり、被申立人が当該保全処分に従えば、保全処分の目的を達成したことになるが、それは当事者間の争いの一部を終局的に解決したこととはいえないと考える。

第二に、仲裁廷による保全処分の「拘束力」の有無について検討する。

肯定説は、保全処分は後に変更・取消しされるものであっても、本案についての終局的仲裁判断がされるまで「一定の期間」にはその効力を有するから、拘束力ある判断とみることができると指摘する。

確かに、仲裁廷による保全処分は、本案の仲裁判断が出るまでの間、その保全処分が変更・取消しされない限り、一定の期間、その効力を有するとの意味において、「拘束力」ある終局的な判断であるといえるかもしれないが、ニューヨーク条約 V 条 1 (e) 項にいう「拘束力」の意義について検討する際にして着目すべきなのは、発令による効力だけでなく、後に再審理・変更・取消しの可能性があるかどうかとも重視しなければならないと考える。ニューヨーク条約において求められる「拘束力」は、単なる「一定の期間の拘束力」ではなく、形式的確定力と実体的確定力 (既判力) であると考えられる。これは、ニューヨーク条約作業部会にお

いて、仲裁規則の下で停止の効果をもたらすような不服申立てが可能である仲裁判断は、この条約による執行を認めるべきではないということが指摘されていた通りである<sup>71)</sup>。

仲裁廷による保全処分については、いつでも不服申立てができるし、いつでも再審理・再申立てができるという性格からすれば、ニューヨーク条約V条1(e)項にいう「拘束力」があるとはいえないというべきである。つまり、仲裁廷による保全処分の拘束力は、「自己拘束力」のようなものに過ぎず、形式的確定力と既判力ではないと考えられるからである<sup>72)</sup>。

その他に、肯定説による不服申立てをすることができるとしても、そのためには新たな事情が必要であるとの主張、つまり、新たな事情がない限り、保全処分は終局的であって、拘束力のある判断であるとの主張があるが<sup>73)</sup>、新たな事情があるかどうかを検討する時点、そして、仲裁廷はその事情を認めるのであれば、発令された保全処分を変更することができるということによって、既にそれがニューヨーク条約にいう「拘束力」がないことが確かめられたのではないと思われる。

加えて、本案の紛争に関する仲裁判断について執行が求められた場合、裁判所は、「仲裁判断」は、仲裁廷又は裁判所のいずれに対しても、その判断に対する不服申立てをすることができないことを判断基準として、この判断が当事者間に拘束力があるかどうかを判断する<sup>74)</sup>。それ故に、保全処分にかかる決定が拘束力を有するかどうかを検討するに際しても、同様の基準を適用するべきであると思われる。よって、同様の基準を踏まえて考慮すれば、やはり保全処分にかかる決定には拘束力があるとはいえないだろう。したがって、この観点からは、保全処分にかかる決定から生じる拘束力は、ニューヨーク条約にいう拘束力とは異なる意味であると考え、この条約の下での執行対象にならないと思われる。

第三に、ウィーン条約における解釈の原則によ

れば、条約解釈の段階においては条約の概念・目的から解釈する必要があるから、ニューヨーク条約の制定当時において、「仲裁廷による保全処分」に関する論及がされなかったとの事実によって、この条約の趣旨・目的は、仲裁廷による保全処分を「仲裁判断」の意味に含めるような解釈はできないと思われる。

それに、後にニューヨーク条約に準拠して制定された締約国の国内仲裁法をみれば、多くの国は「仲裁廷による保全処分」を「仲裁判断」の意味に含めていないが、「仲裁廷による保全処分」は「仲裁判断」の意味に含まれると意識して条約を批准したのではないと思われる。しかるに、ニューヨーク条約にいう「仲裁判断」に「仲裁廷による保全処分」を含めるとすれば、同条約を批准して国内法を制定した法域に対して様々な困難や疑問をもたらすおそれも考えられる。

まず、ニューヨーク条約の締約国の中には、そもそも仲裁廷が保全処分を発令する権限を認めない法域、その権限について未だ議論されている法域、又は発令権限を認めてもそれによる保全処分の執行を認めていない法域も存在する。それ故に、保全処分にかかる決定がニューヨーク条約の対象になるのであれば、国内法に仲裁廷による保全処分の執行力付与について特段の定めがなくても、一般の仲裁判断の執行に関する規定に従って執行されるべきことになり、それがされないのであれば、当該国は条約違反を犯していることになるのではないかと疑問が生じる<sup>75)</sup>。

国内法における「仲裁判断」の意義が保全処分にかかる決定を明白に含まない場合、例えば、日本仲裁法45条1項は、仲裁判断は「確定判決」と同一の効力を有すると定めているので、日本仲裁法の下での「仲裁判断」は、仲裁廷による保全処分にかかる決定を想定していないものと理解されている<sup>76)</sup>。

また、シンガポール国際仲裁法 (IAA) において、仲裁廷は保全処分を発令する権限を有すると

規定されている。しかし、同法第2編（国際商事仲裁）2条1項において、「仲裁判断は、本案に関する仲裁廷の判断を意味する。これは、暫定判断、中間判断及び部分判断が含まれる。ただし、第12条に基づく命令又は指示は除く」と定め<sup>77)</sup>、その上で、第3編（外国仲裁判断）27条は、「本編において、他に定めのない限り、『仲裁判断』は、（ニューヨーク条約におけるのと同じ意味を有する。ただし、これには、仲裁廷が仲裁手続において行った、第12条1項(c)から(i)において定められた事項に関する命令又は指示も含まれる。」と定めている<sup>78)</sup>。第12条は、仲裁廷の権限に関する規定であり、その中に仲裁廷による保全処分も定めているから<sup>79)</sup>、その結果、これらの規定に従って、シンガポール国際法においては、仲裁廷による保全処分は、ニューヨーク条約にいう「仲裁判断」には含まれないと理解されている。

このような国内法の場合、ニューヨーク条約違反の疑問が生じうる。このような結果になれば、ニューヨーク条約の意味における仲裁判断は仲裁廷による保全処分にかかる決定を含むとする解釈は、締約国の国内法制に干渉することになるおそれも考えられる。

要するに、以上の理由に従って、ニューヨーク条約の意味における「仲裁判断」は仲裁廷による保全処分にかかる決定を含まない、それ故に、同条約を批准した国内法においてもそのように解釈するべきであると考えられる。

しかしながら、ニューヨーク条約の意味における「仲裁判断」は保全処分にかかる決定を含むか否かに関する問題は、国内法の解釈に委ねられるので、それぞれの締約国が、保全処分にかかる決定を仲裁判断の意味に含める解釈をする余地があるのは否定できない。それにしても、解釈は各締約国の自由であるとはいえ、国内法の解釈は、同条約の概念・趣旨を念頭に置いて、それに適合的でなければならないと思われる。

いずれにせよ、念頭に置いておきたいのは、国

内及び国外の仲裁廷による保全処分に執行力を付与する明示的な規定が置かれている国にあっては、その保全処分にかかる決定がニューヨーク条約に基づく「仲裁判断」に含まれるかを検討する必要はない。

これに対して、仲裁廷の保全処分に執行力を付与する旨の規定がない、又は、明文の規定によって国内仲裁廷の保全処分にのみ執行力を認めているニューヨーク条約の締約国において外国の仲裁廷による保全処分の執行が求められる場合<sup>80)</sup>、仲裁判断に執行力を付与する規定を適用して、その保全処分を執行することが果たして可能であるのかは疑問視されている<sup>81)</sup>。

#### IV 日本仲裁法における暫定保全措置の執行に関する議論

##### 1. 現行法の状況

現行仲裁法は、1985モデル法に準拠して制定されたため、仲裁廷の保全処分発令権限を認める旨の規定が置かれているが、その保全処分に執行力を付与する規定は置かれていない。

実のところ、現行仲裁法の立法に際して、仲裁廷による保全処分に執行力を付与すべきかどうかの問題が取り上げられた<sup>82)</sup>。立法当時、そしてその後も、終局的仲裁判断との関係や被申立当事者に対する弊害を踏まえつつも、潜在的な執行力だけでは足りず、仲裁廷による保全処分の執行力の問題は法的に仕切った方が良いという考えなども述べられており<sup>83)</sup>、日本では、かねてから執行力の必要性が認識されてきたのは明らかである。

しかし、立法当時は、UNCITRALの仲裁作業部会で仲裁廷による保全処分に執行力を付与するものとする改正案の検討が進行途上であったこと、また、執行力の対象となる保全処分や、日本における民事保全制度の枠組みと適合しない保全処分の取扱い、裁判所による保全処分との関係等、なお検討すべき問題も少なくなかったことから、執行力を付与する旨の規定を置くことは見送られた

と指摘される<sup>84)</sup>。よって、現行法の下では、仲裁廷による保全処分に執行力が付与されていないのである。

ところで、仲裁廷による保全処分を執行するために、解釈論として、日本仲裁法46条が定める「仲裁判断」の執行決定についての規定を適用することができるか否かの問題について検討するには、ニューヨーク条約の解釈論を踏まえるほか、仲裁法における他の「仲裁判断」に関する規定の文脈も考慮する必要がある。

日本仲裁法は、仲裁判断と仲裁廷による保全処分に関する規定は別に定めているだけでなく、同法40条1項によれば、「仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する。」とされていることから、仲裁手続を終了させるような判断が「仲裁判断」であると解されている<sup>85)</sup>。また、同法45条2項(7)では、仲裁地が属する国の法令によれば、仲裁判断が「確定」しないことが、その判断の執行を拒絶することができる事由となると定めているので、仲裁判断が「確定」したか否かに着目すれば<sup>86)</sup>、仲裁廷による保全処分は「仲裁判断」には含まれないことになることと理解される。

以上、これらの条文を踏まえると、日本仲裁法24条に基づく仲裁廷による保全処分については「判断」の形式で発令されることは想定されていないと指摘され<sup>87)</sup>、それ故に、現行仲裁法の下で、仲裁廷による保全処分を執行するために、これを「仲裁判断」の意味に含めることとして執行することはできないと考えられる。

## 2. 日本仲裁法の改正案<sup>88)</sup>

近時、日本において、現行仲裁法の見直しを中心とした研究会が開催され、2006モデル法に対応して、改正案が提案された。この改正案において、仲裁廷による保全処分に執行力を付与することの正当化根拠を整備する必要があると指摘され、仲裁廷による保全処分の承認及び執行に関する案件

が検討された結果、仲裁廷による保全処分に執行力を付与する規定は概ね2006モデル法に対応するものとなったが、いくつかの相違点もある。ここでは、それらのうち、次の相違点について検討したい。

### (1) 保全処分の形式

2006モデル法17条2項において、仲裁廷による保全処分は、仲裁判断の形式によるか又はその他の形式によるかを問わないと定められているので、保全処分の判断形式は、仲裁廷の裁量に委ねられていると理解される。

改正案は、上述したように、関連する現行法の規定を考慮すれば、現行法においては保全処分の判断形式として「仲裁判断」を想定していないことから、引き続き現行法の規律を維持することを前提に、2006モデル法17条2項のような「仲裁判断の形式によるか又はその他の形式によるかを問わず」との文言を付さないこととして、次のような条文を提案している<sup>89)</sup>。

### 「【暫定措置又は保全措置の定義】

(1)仲裁法第24条第1項に規定する暫定措置又は保全措置とは、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対して一時的に次の各号に掲げる措置を講ずることを命ずるものをいうものとする。(略)<sup>90)</sup>

本案についての仲裁判断と混乱しないようにするには、このような定めには問題がないとしても、この定めを解釈するときには注意する必要があると思われる。すなわち、実務上は、仲裁廷による保全処分は中間的仲裁判断などの形式で発令されることが少なくないことから、この定めと、現行法の体系を考慮して、保全処分の判断形式としては「仲裁判断」を想定していないことを前提すると、「中間的仲裁判断」の形式で発令された保全処分については執行が認められないおそれがあると考えられる。よって、裁判所は、この定めの下で仲裁

廷による保全処分の執行を判断する際、その保全処分の判断形式より、内容に着目することを念頭に置いた方が良いと思われる。そうでないと、当事者がせっかく有利な判断を得られたのに形式を理由に執行力が認められないとなると目も当てられないという指摘がある<sup>91)</sup>。

## (2) 裁判所による保全処分の変更権限

2006モデル法17I条1項(b)(i)によれば、仲裁廷による保全処分が裁判所に与えられた権限と相容れない場合、裁判所は、その保全処分の執行を拒絶することができる。ただし、同項によれば、裁判所がその保全処分を執行するため、その実質を変更することなく、自らの権限及び手続に適合させるのに必要な範囲において、その保全処分を再構成すること(reformulate)ができる。

改正法は、17I条1項(b)(i)の一部、すなわち、仲裁廷による保全処分が裁判所に与えられた権限と相容れない場合、裁判所はその保全処分の執行を拒絶することができるという部分にしか対応しておらず、裁判所がその保全処分を変更することができるという権限の部分については採用しないことにした。

その理由は、裁判所が仲裁廷による保全処分を変更することができる範囲について、その保全処分の債務名義など技術的な修正とする程度であるか、あるいは、非常に広範な保全処分(例えば、Mareva Injunction)について日本法の下で制限して、執行可能なものに変更することも含むのかなどという疑問があつて、裁判所に過大な負担を掛けるおそれがあるため、採用しないことが相当であると考えられたことによると指摘される<sup>92)</sup>。そして、仮に裁判所による変更の権限が技術的な修正の程度にとどまるのであれば、実務上、裁判所からの示唆を受けて当事者において仲裁廷に対し保全処分を執行可能な形に変更してもらうなどの対応をとることが可能であるとも指摘された<sup>93)</sup>。

しかし、第17I条1項(b)(i)の下では、裁判所が仲裁廷による保全処分を変更するかどうかは裁

判所の裁量に服するから、裁判所は、その保全処分を自らの権限及び手続に適合させることはできない、または、変更するべきではないと判断したときは、その保全処分の執行を拒絶することができるのではないかと思われる。

他の国の仲裁法をみると、2006モデル法17I条1項(b)(i)と同じく、裁判所に仲裁廷による保全処分の変更権限を与える国もある。

例えば、ドイツ民事訴訟法(ZPO)1041条2項3文によれば、裁判所は、それを執行するために必要と認めるときは、仲裁廷による保全処分を変更してから、執行を許可することができる<sup>94)</sup>。同条にいう「変更(異なる命令)」は、仲裁廷による保全処分の内容を再審理する意味ではなく、例えば仲裁廷による保全処分がドイツ民事訴訟法の下に規定されていない場合、その保全処分をドイツ民事訴訟法に適合させて執行できるように、裁判所が仲裁廷による保全処分を構成するものである<sup>95)</sup>。同条の立法背景には、裁判所が仲裁廷による保全処分を執行する場合、関係者にとってどのような行為にどのような法的効果が結び付くかについて予測可能となるようにするために、「法的安定性」という原則に従わなければならない、したがって、裁判所はドイツ民事訴訟法に規定している方法しか執行許可をすることができないという事情があり、仲裁廷による保全処分がこの原則に適合しない場合、つまり、その保全処分の内容がドイツ民事訴訟法の下で執行できる範囲の外にある場合、裁判所は、それを執行するために必要があると認めるときは、仲裁廷による保全処分を変更して、執行を許可することができるようになるのである<sup>96)</sup>。

また、スイス国際私法(PILA)も、その183条2項において、裁判所は、仲裁廷による保全処分の執行を許可するために、自らの法を適用することができる<sup>97)</sup>と定めている。「自らの法」(his own law)とは、スイスの実体法かつ手続法をいう<sup>97)</sup>。ところで、同項で「自らの法を適用する」とは、

「変換」を意味すると解釈されているが、それは仲裁廷による保全処分を実質的に変更することではなく、裁判所が、その保全処分を執行するため、自らの権限及び手続に適合させるのに必要な範囲において、その保全処分を変換すること（conversion）という意味であると指摘されている<sup>98)</sup>。その限りで、2006モデル法とドイツ法と同様であると考えられる。

実務上、仲裁廷は、常に国内法を知っているわけではないから、裁判所に仲裁廷による保全処分を変更する権限を与えれば、仲裁廷による保全処分の執行可能性をより高めることが期待できるので、裁判所による保全処分の変更権限を設けた方が望ましいと思われる。

### (3) 仲裁地による区別

改正案においては、2006モデル法17H条と同様に、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わず、仲裁廷による保全処分の執行力を認めるべきことが提案されている。

もっとも、この点については、仲裁地が日本にある場合に限るとすべきという指摘がある<sup>99)</sup>。その理由は、仲裁地が日本の国外の保全処分に執行力を付与すると、日本と異なる仲裁法制や手続法制の下で発令された様々な内容の保全処分について裁判所が執行の許否を判断しなければならなくなり、裁判所に過大な負担を強いることを述べた<sup>100)</sup>。それに、日本の現行法上は、外国裁判所の保全処分の執行という仕組みがないのに、外国仲裁廷の保全処分の執行を認めると、法体系上の均衡を失することについて懸念されている<sup>101)</sup>。また、外国の仲裁廷による保全処分を日本で執行できるようになると、仲裁合意当事者は日本を仲裁地と選択させるインセンティブを喚起するものとはいいたいと述べた<sup>102)</sup>。

しかしながら、通常、国際仲裁では、仲裁合意当事者が中立の法域を仲裁地として選定していることが多く、中立の法域は双方当事者のいずれに対しても関係性のない法域であることから、日本

で保全処分の執行を認めようがないことになる。執行対象となる保全処分は日本を仲裁地とする場合に限るとすると、むしろ国際仲裁を促進する効果につながらないように思われる。よって、改正案の通りに、仲裁地のいかんを問わず、執行決定を申し立てることができるということが適当であると思われる。

## V おわりに

### 1. 議論状況の要約

現在のところ、裁判所の多くは、仲裁廷による保全処分にかかる決定の執行可能性を判断する際、その決定の判断形式によってではなく、その決定の性質と内容を重視して判断しているというものの、事実上、それぞれの国において仲裁廷による保全処分にかかる決定の形式に対する扱いは様々であり、仲裁廷による保全処分の執行可能性を判断するのに、その決定の判断形式に着目する法域が存在するのは否定できず、執行可能性の判断に影響を与えかねない。よって、仲裁廷は、保全処分を発令する場合、その決定の内容のほか、決定の判断形式についてもなお注意を払う必要がある。

また、仲裁廷による保全処分にかかる決定について執行力を付与するのに、裁判所に対して直接、申立てを行う枠組みを採用する国と、「仲裁判断」の承認・執行手続の枠組みで処理をする国と、二つの類型に大きく分けることができる<sup>103)</sup>。

後者の場合は、「仲裁判断」の承認・執行についての規定にいう「仲裁判断」に仲裁廷による保全処分にかかる決定を含める解釈ができるかについて検討する必要がある。確かに、保全処分にかかる決定は「仲裁判断」の意味に含まれるか否かの解釈は、その保全処分の執行が求められる国における国内法の解釈であり、通常、それは各国に委ねられる。「仲裁判断」の意義を分析するには、その規定の根拠であるニューヨーク条約の目的・趣旨を念頭に置いて、それに適合的に解釈すべきであると考え、ニューヨーク条約にいう「仲

裁判判断」には仲裁廷による保全処分にかかる決定は含まないと考えられる。それ故に、ニューヨーク条約を批准した国内法においても、そのように解釈するべきであると思われる。それ故に、仲裁廷による保全処分に執行力を付与する明示的な規定が置くのが最も望ましいあり方であると思われる。

だからといって、仲裁廷による保全処分への執行力付与の規定がない国において、ただこのように解釈するとどまることにしたら、結局のところ、仲裁廷の保全処분을執行する機能がなくなり、仲裁制度を促進するためにならないと思われる。特段の規定がない国において、仲裁廷の保全処分の執行可能性を高めるために、仲裁判断の執行規定の「類推適用」という考え方が述べられた<sup>104)</sup>。

保全処分には、保全申立てによる紛争を解決し、変更・取消しされない限り、当事者に対する一定的な拘束力があるという観点から考慮すれば、仲裁判断の執行規定を類推適用することがありうると思われる。仲裁判断の執行規定を類推適用すれば、実際は、仲裁廷による保全処分への執行力付与のような根拠規定がないことも指摘できるし、条約の解釈に矛盾はないと考えられる。それに、当該保全処分の執行という望ましい結論を導くこともできると思われる。そこで、直接適用できる規定がないことを理由として執行を拒否するよりは、せめて仲裁判断の執行規定を類推適用して、仲裁廷による保全処分にかかる決定につき執行を認めるのが望ましいように思われる。

類推適用の方法によれば、日本仲裁法のように、関連する規定の体系を踏まえ、「仲裁判断」の意味に明らかに仲裁廷による保全処分を含めない場合にも、これに執行力を付与することができる余地が開かれることになる。特段の規定がまだ置かれていない間に、仲裁廷による保全処分に執行力を付与するためには、このような方法を探ることもありえてよいであろう。

## 2. 検討・私見

### (1) 国際法の調和

保全処分の暫定的性格からして、本案についての仲裁判断のように終局的な判断ではないにせよ、仲裁廷による保全処分は、少なくとも終局的仲裁判断 (final award) と同程度に、又は、それよりも重要なものであると考えられる。保全処分に執行可能性がないのであれば、仲裁手続を妨げるために、保全処分の対象とされた当事者はその保全処分に従わないおそれがあり、その結果、終局的仲裁判断の実効性を担保することができず、仲裁手続を行う意味が失われることにもなりかねない<sup>105)</sup>。仲裁制度を促進するためには、やはり仲裁廷による保全処分に執行力を付与する必要がある。

それにしても、実務上、各国のアプローチは統一されていないのが現状である。解釈によって、仲裁廷による保全処分につきニューヨーク条約の下で執行力を付与することがありうるとしても、これについては長く議論されてきたから、同一の結論にたどり着くのはかなり困難であると考えられる。

こうした状況を踏まえ、仲裁廷による保全処分に執行力を付与するのに統一的な枠組みが必要であり、国際法の調和を構築するためには、仲裁廷による保全処分の承認・執行に関する条約を制定すべきという提案も主張されている<sup>106)</sup>。注目値する提案ではあるが、仲裁廷による保全処分の執行力を認める法域は増える傾向にあるとはいえ、比較的はまだ少ないことから、こうした条約を提供されても、ニューヨーク条約のように、多くの国が参加することは期待できないのではないかと懸念もある。

しかし、国際法の調和を欠いている状況は、仲裁廷による保全処分の執行可能性に関する国際法の基準がないこともその原因の一つになっていると考えられる。多くの国が同じ方向に向かうために、仲裁廷による保全処分に対する執行力の付与の枠組みについて、その最低限の基準として、条

約を制定することによってこそ、この状況を打開することができるのであって、それがこの問題に関する国際法の統一を構築する方向の一步であるように思われる。

(2) 国内法の望ましいあり方

仲裁廷による保全処分に執行力を付与する根拠規定がなくても、解釈論で、その保全処分に執行力を付与することは不可能ではない。しかし、保全処分に関する仲裁廷の判断と本案に関する判断とは、法律上も事実上も、異なった基礎に基づくものであり<sup>107)</sup>、本案についての判断とそれ以外の仲裁廷による判断とでは、その方式、効力等に異なる点が多い<sup>108)</sup>。例えば、一方審尋保全処分の場合、本案と同様の基準を適用すれば、執行が許されないが、一方審尋保全処分の場合、執行が許される場合がある。「仲裁判断」に執行力を付与する規定の下で、執行力を許可するとしたら、一方審尋保全処分を執行する余地がない。保全手続において、一方審尋手続を許すような法制を作ろうと考えたら、この点に関しても考慮しなければならないと思われる。

国内法においては、仲裁判断と仲裁廷による保全処分とは、裁判所の判決と保全処分と同様に、別々に扱われるから、仲裁判断に執行力を付与する規定とは別に、仲裁廷による保全処分に関する明文規定が置かれていない限り、この問題は裁判所の解釈に委ねざるをえないことになる。

仲裁廷による保全処分への執行力付与が望ましいのは、保全処分の実効性を高めるのに、執行についての法的安定性 (legal certainty) が必要だとみられるからである。なお、同じ法域にある裁判所でも、それぞれの事件において必ずしも同一方向の解釈に至るわけではないから、結局のところ、仲裁廷による保全処分への執行力付与について法的安定性がなく、予測不可能になると思われる。仲裁廷も、当事者も、執行を求めようとする法域において仲裁廷による保全処分について執行が認められるかどうかすら予測ができない状況では、

実効的な仲裁制度を促進するとは、到底、いえないだろう。

したがって、仲裁廷による保全処分にかかる決定についても、確実に執行力を付与することができるように担保する必要があることになる。そのためには、仲裁廷による保全処分を、ニューヨーク条約にいう「仲裁判断」に含めて執行力を付与するより、それに関する特別な規律を用意した方が望ましいと思われる。なお、日本においては、この問題に関する立法措置の必要性がかねてから認識されており、最近になってようやく現行仲裁法の改正案が提案されている。この改正案については、いくつかの注目点があるが、現行仲裁法の見直しにより、日本の仲裁法がさらなる国際仲裁の活性化に向けてその目的が達成できるようになると考えられる。

以上を要するに、国内法の局面では、特別規定を設けて、仲裁廷による保全処分に執行力を認める旨の規定を制定するとともに、国際法の局面では、条約が実現するならば、より実効的で自己完結的な仲裁制度となることが期待できるように思われる。

注

- 1) 小島武司＝猪股孝史『仲裁法』266頁（日本評論社、2014）、三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』ジュリスト増刊201頁〔小島武司発言〕（有斐閣、2006）参照。
- 2) See Gary B. Born, *International Commercial Arbitration—Volume II International Arbitral Procedures* 2610 (3d ed. Wolters Kluwer 2021).
- 3) 谷口安平＝鈴木五十三編『国際商事仲裁の法と実務』339頁〔小原淳見〕（丸善雄松堂、2016）、商事法務研究会「仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書」4頁（令和2年7月）（以下「仲裁法見直し報告書」という）（<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10662584/pdf/5d80fe0b-b627-46b1-95b3-b70ec6f7ec9b>）。See also, Born, *supra* note 2), at 2703.
- 4) A\_CN.9\_WG.II\_WP.108.

- 司法制度改革推進本部事務局「仲裁検討会（第5回）議事録」（平成14年5月27日）（以下「仲裁検討会」という）（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/tyuusai/dai5/5gijiroku.html>）。なお、野村秀敏『国際的民事紛争と仮の権利保護』153頁（信山社、2017）、小島＝猪股・前掲注1）266頁参照。
- 5) なお、仲裁法制の見直しを中心とした研究会の資料は、商事法務研究会のホームページで参照可能である（<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/tyusaiminaoshi>, 2021年1月21日最終閲覧）。
- 6) 谷口＝鈴木編・前掲注3）336-337頁。なお、仲裁法見直し報告書・前掲注3）23-24頁参照。See also, Yesilirmak Ali, Provisional Measures in International Commercial Arbitration paras. 5-50-5-56 (Kluwer Law International, 2005).
- 7) なお、ICC規則の下では、緊急仲裁手続の場合、緊急人は、保全処分を「命令」の形式で発令しなければならない（ICC規則（2021）29条2項）。
- 8) 谷口＝鈴木編・前掲注3）336頁。
- 9) 2021年6月1日から施行される新規則（以下「Swiss規則」という）に加えて、SCAI（スイス国際仲裁機関）はSwiss Arbitration Centre（スイス仲裁センター）に名称変更される。  
なお、Swiss規則の下では、仲裁廷が、例外的な事情がある場合には、他の当事者に対して保全処分の申立てを通知する前に、一方審尋を認めて、保全処分申立てに関する決定を発令することができるので、その場合、当該申立てに対する決定を、「予備命令」（preliminary order）の形式で発令することができる（Swiss規則（2021）29条3項）。
- 10) なお、UNCITRALモデル法（2006年版）の日本語訳は、三木浩一「UNCITRAL国際商事仲裁モデル法2006年改正の概要（上）」JCA 54巻6号2、5頁（2007）にしたがう。
- 11) 香港仲裁令35条、ニュージーランド仲裁法17条参照。
- 12) ドイツの仲裁法は、ドイツ民事訴訟法（ZPO）第10編（1025条～1066条）において規定されている。
- 13) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-55.
- 14) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-55.
- 15) See Yesilirmak, *supra* note 6), paras. 3-19, 5-50, 5-55; Born, *supra* note 2), at 2692.
- 16) See Born, *supra* note 2), at 2692.
- 17) 谷口＝鈴木編・前掲注3）336-337頁、仲裁法見直し報告書・前掲注3）23-24頁参照。See also, Yesilirmak, *supra* note 6), paras. 5-50, 5-51.
- 18) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-52.
- 19) 小島＝猪股・前掲注1）389頁参照。
- 20) See Born, *supra* note 2), at 2692.
- 21) 野村・前掲注4）232頁参照。See also, Born, *supra* note 2), at 2692.
- 22) 野村・前掲注4）232頁参照。
- 23) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-52.
- 24) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-53.
- 25) 谷口＝鈴木編・前掲注3）。See also, Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-54; Born, *supra* note 2), at 2703.
- 26) フランス民事訴訟法1468条（国内仲裁）、1506条3項・1468条（国際仲裁）参照。See Jean-Dominique Touraille et al., *France, in The Baker & McKenzie international arbitration yearbook 2012-2013* 155, 160-161 (Nancy Thevenin ed., 2013).
- 27) Paris, 7 oct. 2004, JCP G 2005, I, 134, nos 5 et 7, obs. J. ORTSCHIEDT.  
なお、商事法務研究会「諸外国等における仲裁法制についての調査報告書—『仲裁法制の見直しを中心とした研究会』参考資料—」9頁（令和2年7月）（以下「諸外国等の調査報告書」という）（<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10662584/pdf/886690bc-9777-4484-95a5-5aa3dd407d47>）。
- 28) Cass. 1 re civ., 12 oct. 2011, JCP G 2011, I, 1432 no 8, obs. J. ORTSCHIEDT.  
なお、諸外国等の調査報告書・前掲注27）10-11頁参照。See also, Jean-Dominique Touraille et al., *supra* note 26), at 165-166.
- 29) *Id.*
- 30) 青木大「シンガポール：シンガポールからみた日本仲裁法の改正（2）」商事法務ポータル2020年11月10日（<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=13348439>, 2021年7月6日最終閲覧）。
- 31) 谷口＝鈴木編・前掲注3）336-337頁、仲裁法見直し報告書・前掲注3）23-24頁参照。See also, Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-52.
- 32) 谷口＝鈴木編・前掲注3）336-337頁、仲裁法見直し報告書・前掲注3）23-24頁参照。
- 33) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』116頁（商事法務、2003）、小島＝猪股・前掲注1）269頁参照。
- 34) 谷口＝鈴木編・前掲注3）336-337頁、野村・前掲

- 注 4) 232-233 (注91)、189、199頁参照。
- 35) See Born, *supra* note 2), at 2698.
- 36) See UNCITRAL, Guide on the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958) (2016) [hereinafter UNCITRAL Guide], [https://newyorkconvention1958.org/pdf/guide/2016\\_Guide\\_on\\_the\\_NY\\_Convention.pdf](https://newyorkconvention1958.org/pdf/guide/2016_Guide_on_the_NY_Convention.pdf), last visited Jul. 6, 2021. なお、野村・前掲注 4) 147-202頁参照。
- 37) ニューヨーク条約はニューヨーク条約のホームページで参照可能である (<https://www.newyorkconvention.org/new+york+convention+texts>, 2021年7月6日最終閲覧)。なお、ニューヨーク条約の日本語訳は、国際私法関係の法律・条約・資料のURLで参照可能である (<http://www.pilaj.jp/text/chusai.html#1>, 2021年6月6日最終閲覧)。
- 38) See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 11.
- 39) *Merck & Co. Inc., Merck Frosst Canada Inc., Frosst Laboratories Inc. v. Tecnoquimicas S.A.*, Supreme Court of Justice, Colombia, 26 January 1999, E-7474. See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 11-12.
- 40) UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 11-14.
- 41) *Drummond Ltd. v. Instituto Nacional de Concesiones—INCO et al.*, Supreme Court of Justice, Colombia, 19 December 2011 and 3 May 2012, XXXVII Y.B. Com. Arb. 205 (2012). See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 13, 16 (paras. 23, 34).
- 42) Bundesgerichtshof [BGH], Germany, 18 January 1990, III ZR 269/88. See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 14.
- 43) *La Société Diag v. The Czech Republic*, Court of Cassation, France, 5 March 2014, 12-29. 112. See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 14.
- 44) その理由は、ニューヨーク条約を制定するとき(1950年代)には、仲裁廷による保全処分概念は重要な問題とはみなされず、それに当時に有力だった考え方は、仲裁廷の保全処分発令権限がそもそも認められなかったからであると指摘されている。See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 6-35. なお、野村・前掲注 4) 156頁参照。
- 45) See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 209.
- 46) See Born, *supra* note 2), at 2701.
- 47) 野村・前掲注 4) 194頁参照。
- 48) See Berger, Klaus Peter, International Economic Arbitration, Deventer, Boston, 345 (1993); Yesilirmak, *supra* note 6), at 264 (note 117). なお、野村・前掲注 4) 179-180頁参照。
- 49) 前掲注42)・43) 参照。
- 50) *Resort Condominiums International Inc. v. Ray Bolwell and Resort Condominiums, Pty Ltd.*, Supreme Court of Queensland, Australia, 29 October 1993, XX Y.B. Com. Arb. 628 (1995). 野村・前掲注 4) 157-160頁参照。
- 51) 野村・前掲注 4) 157-158頁参照。
- 52) 野村・前掲注 4) 158頁参照。
- 53) 野村・前掲注 4) 159-160頁参照。See also, UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 14; Yesilirmak, *supra* note 6), paras. 6-36, 6-37; Born, *supra* note 2), at 2699.
- 54) *ECONERG Ltd. v. National Electricity Company AD*, Supreme Court of Appeal, Civil Collegium, Fifth Civil Department, Bulgaria, 23 February 1999, 356/99, XXV Y.B. Com. Arb. 678 (2000). See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 16 (para. 33).
- 55) 野村・前掲注 4) 176、182、189頁参照。
- 56) なお、ウィーン条約の日本語訳は、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S56-0581\\_1.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S56-0581_1.pdf)にしたがう。
- 57) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 6-35. See *supra* note 44).
- 58) 野村・前掲注 4) 176、182、189頁参照。
- 59) 野村・前掲注 4) 160-169頁参照。
- 60) *Publics Communication and Publics S. A. v. True North Communications Inc.*, 206 F. 3d 725 (7th Cir. 2000). なお、野村・前掲注 4) 161-162頁参照。See also, Yesilirmak, *supra* note 6), para. 6-38 (note110).
- 61) 野村・前掲注 4) 161頁参照。
- 62) 野村・前掲注 4) 161頁参照。
- 63) *Southern Seas Navigation Ltd. v. Petroleos Mexicanos of Mexico City*, 606 F. Supp. 692 (S. D. N. Y. 1985). 野村・前掲注 4) 165頁参照。See also, Born, *supra* note 2), at 2700.
- 64) See *supra* note 41).
- 65) UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 16 (para. 34).
- 66) See Yesilirmak, *supra* note 6), para. 6-38.
- 67) See Born, *supra* note 2), at 2703.
- 68) See Born, *supra* note 2), at 2703; Yesilirmak, *supra*

- note 6), para. 6-38. なお、野村・前掲注4) 169頁参照。
- 69) UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 12 (para. 20).
- 70) See UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 16 (para. 34). なお、本稿 III 2 (1) (b) 参照。
- 71) UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 208.
- 72) 瀬木比呂志『民事保全法（新訂第2版）』[268]-[270]（日本評論社、2020）参照。
- 73) Yesilirmak, *supra* note 6), para. 5-63. なお、野村・前掲注4) 194-195頁参照。
- 74) 前掲注42)・43) 参照。See also, UNCITRAL Guide, *supra* note 36), at 210-211.
- 75) 野村・前掲注4) 154-155頁参照。
- 76) なお、仲裁法見直し報告書・前掲注3) 24頁参照。
- 77) 本稿において、シンガポール仲裁法の日本語訳は、諸外国等の調査報告書・前掲注27) 31-39頁にしたがう。
- 78) 前掲注77)。
- 79) シンガポール国際仲裁法（IAA）12条1項（仲裁廷の権限）；  
「仲裁廷は、この法律のその他の規定及びモデル法に規定された権限に反しない限度で、いずれの当事者に対しても、次に掲げる命令又は指示をする権限を有するものとする。  
(a)~(c) (略)  
(d) 紛争の対象であり又はその一部を形成する財産の保全、暫定的な保管又は売却  
(e) (略)  
(f) 仲裁手続のためのあらゆる証拠の保全及び暫定的な保管  
(g)~(h) (略)  
(i) 暫定的な差止命令又はその他の暫定的な措置  
(j) (略)」  
日本語訳は、諸外国等の調査報告書・前掲注77) による。
- 80) 例えば、韓国仲裁法、ドイツ民事訴訟法〔仲裁編〕など。
- 81) A\_CN.9\_WG.II\_WP.108, para. 83. なお、谷口＝鈴木編・前掲注3) 338頁参照。
- 82) 仲裁検討会・前掲注4) 参照。
- 83) 三木＝山本編・前掲注1) 参照。
- 84) 小島＝猪股・前掲注1) 266頁参照。
- 85) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 24頁（注78）参照。
- 86) 谷口＝鈴木編・前掲注3) 339頁。
- 87) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 24頁参照。
- 88) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 参照。
- 89) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 23-24頁参照。
- 90) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 11頁参照。
- 91) 青木・前掲注30) 参照。
- 92) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 76頁参照。日本弁護士連合会「UNCITRAL 2006年改正モデル仲裁法を反映した法整備要綱試案」8頁（令和元年6月21日）（以下「日弁連仲裁法試案」という）（[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion\\_190621.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190621.pdf)）。
- 93) 仲裁法見直し報告書・前掲注3) 75頁参照。
- 94) See Jan Schäfer, *S. 104I- Interim Measures of Protection, in Arbitration in Germany-The Model Law in Practice* 133, 234 (Karl-Heinz Bockstiegel et al. eds., 2d ed. Wolters Kluwer 2015).
- 95) See Schäfer, *supra* note 94), at 232.
- 96) See Schäfer, *supra* note 94).
- 97) Bernhard Berger & Franz Kellerhals, *International and Domestic Arbitration in Switzerland* para. 1270, 1299-1301 (3d ed., Stämpfli Publication 2015).
- 98) *Id.*
- 99) 日弁連仲裁法試案・前掲注92) 6頁、青木・前掲注29) 参照。
- 100) 日弁連仲裁法試案・前掲注92) 6頁参照。
- 101) 日弁連仲裁法試案・前掲注92) 6頁参照。
- 102) 青木・前掲注30) 参照。
- 103) 諸外国等の調査報告書・前掲注27) 参照。
- 104) 野村・前掲注4) 198-202頁。
- 105) See V. V. Veeder, *Provisional and Conservatory Measures, in Enforcing Arbitration Awards under the New York Convention- Experience and Prospects* 21, 21 (New York: United Nations 1999); Yesilirmak, *supra* note 6), para. 6-44.
- 106) V. V. Veeder, *supra* note 105); Yesilirmak, *supra* note 6), para. 6-44.
- 107) 小島武司＝高桑昭編『注釈と論点仲裁法』159頁〔中村達也〕（2007年）、野村・前掲注4) 149頁参照。
- 108) 近藤ほか・前掲注33)、221頁。